



答 申

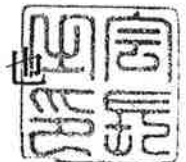
議会改革検討協議会において、検討協議を行った結果について取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

令和4年12月16日

山口県議会議長 柳 居 俊 学 様

議会改革検討協議会

会長 笠 本 俊



I 見直すべき項目

1 招集旅費

現行の3つの区分による定額の支給を見直し、次のとおり原則実費に応じた交通費(有料道路利用料を含む)及び宿泊料等を支給することが適当である。

【現行】

招集地～居住地	支給額
25km 未満	6,400 円/日
25km 以上 50km 未満	10,300 円/日
50km 以上	13,600 円/日

【見直し案】

区分	支給額
交通費	◆車賃は、居住地から招集地までの距離往復×30円を支給 ◆有料道路を利用する場合は利用区間の料金を支給 ※公用車利用の場合は上記のいずれも支給しない。
宿泊料等	◆招集地での宿泊実績に基づき、13,300円を上限に支給 ◆旅行雑費300円を支給

2 委員会へのオンライン出席

重大な感染症のまん延や大規模な災害の発生等の非常時において、委員会への参集が困難な場合に限り、議会機能の停滞を回避するためにオンライン出席を認めることが適当である。

3 タブレット端末の利用拡大【令和4年6月答申済み】

4 議員の出産に係る産前産後期間への配慮等【令和4年6月答申済み】

5 高校生等の若者が県議会情報に触れる機会を増やすための方策

【令和4年6月答申済み】

Ⅱ 努力すべき項目

1 常任委員会資料の事前配布

令和3年6月から、概ね常任委員会開催3日前に事前配布されるようになったが、引き続き可能な範囲で執行部に求めていくことが適当である。

2 議会改革検討協議会等の会議録の作成

議会改革検討協議会や選挙区問題検討協議会については、その都度、設置目的等を踏まえた上で、議事進行や会議概要の公表等を委員間で決定しており、一律に会議録の作成を求めることは適当でない。

ただし、県ホームページで会議概要を掲載する場合は、より丁寧でわかりやすい内容となるよう努力すべきである。

Ⅲ 現行どおりとする項目

1 議会改革等に係るパブリックコメント募集

平素から県民の様々な意見を聴取することが議員に課せられた使命の一つであり、議会改革等に係る意見聴取も同様であることから、現行どおりとすることが適当である。

2 WEB版の議会広報の作成

本会議や委員会をはじめ様々な議会活動等については、随時県議会ホームページやSNSで情報発信している。改めてWEB版の議会広報を作成する必要性は乏しいことから、現行どおりとすることが適当である。

3 常任委員会のインターネット生配信等

常任委員会のインターネット生配信や、特別委員会等の録画配信は、機器整備や設備改修等の多額の費用が見込まれる。費用対効果の観点から、現状の会議録の公開が妥当と思われ、現行どおりとすることが適当である。

4 辞職願が承認された議長又は副議長の再任制限

議長又は副議長の辞職と選挙については、地方自治法にそれぞれ根拠

規定があり、独立した行為であるとともに、辞職や選挙の制限はできないことから、現行どおりとすることが適当である。

5 常任委員会の日程延長

常任委員会の日程延長については、令和3年3月に議会改革検討協議会が答申した後、特段の情勢変化がないことから、現行どおりとすることが適当である。